包銀の流通

――包銀の流通は人々にとって役に立ったか

小 田 忠

包み金・銀の種類

包」、「為替組包」、「本両替包」、「町包」などの包みがある。れている。包みの種類は「大判座包」、「金座包み」、「銀座包」、「常是包み銀・包み金の異称は金包み銀包み、あるいは包封金銀とも云わ

判(二○○枚)と壹朱銀(四○○枚)・壹分銀(一○○枚)は廿五両包五十両包、弍分判(二○○枚)は百両包で通用していた。銀貨の弍朱小判の百両包、金貨の壹分判(二○○枚)と弍朱金(四○○枚)は

丁銀・小玉銀の鋳造は銀座と平行した大黒常是の銀吹所で鋳造されで通用し、丁銀の五百目包も含めて旧慣の事実である。

大黒常是の特権に属し常是包と呼ばれている。(その銀には「常是」「寶」「大黒像」の極印があり、この銀の包封は

常是が包封した銀包を指し、表には「銀壹枚」と墨書され、裏には各常是包は原則として丁銀・小玉銀を包封することを家職とし、大黒

弐朱判(南鐐)・一朱銀・一分銀などは常是と銀座が極印をうつ。種の封印と共に包封年月日・包封場所を記入している。

これが銀座包といわれている。

として特別に包封したものである。
為替組包は別名三井包とも云われ、幕府の金銀御為替御用達三井組

右の件については『封印判鑑帳』の前文に仲間で取り決めた定書が故、町包・仲間包・通り包等の名前が付いたこともうなづける。び信用により一般においても包封したまま通用する習慣だった。それ仲間においては古くから両替店の封鑑をした包封金銀が両替仲間およ本両替包・町包・仲間包・通り包など多くの名前を持つ包は、両替

ある。宝永元年以降引き続いた規約は五ケ条からなる。

他店に貸してはいけない。仲間中でお互いの貸し借りも駄目と 両替仲間の印形を取り揃え、その店の中心になる帳面であるから

なっている。

各人の名前・印形を変更する場合は速やかに申し出て、仲間に断 り判形を改める。

、包金銀の授受に関しては互いに「懸目」を確認し、包封に軽目が あれば互いに確認して包み主の判形を取り除く。

らである。

素人の人に包銀を渡す場合は「極印」を打ち、「懸目」は念を入 方で切り「懸目」を見る。そして、不審な包封を受け取った場 合は「受取方の不念」であった受け取者の責に帰する。 れて包む。もし、包銀が両替仲間に渡った場合は自由に包主の

素人中へ包封を渡した場合、素人衆が「包」を改め、包主の方も 相改め失念がないようにする。

は小判・分判を包み、端キラズは丁銀の五百目包に使用した。 金銀の包紙は生美濃と端キラズと云われた純粋の日本紙で、 生美濃

玉銀等の目方四十三匁を秤量する。「銀壹両」の包封内は小玉銀四匁 また、儀式上の贈答品としては「銀壹枚」という包封内に丁銀・小

三分を秤量する。

用すれば更に便利になる。弍分判・壹分判・壹分銀・壹朱銀を包封す ることにより大取引に限らず貨幣の流通及び、 計数貨幣はそのままでの通用に際しての不備はないが、まとめて使 商品の流れが良くなっ

> た。 一方の丁銀・小玉銀は重量が定まらず、日常の商いも不便さがつき

の目を誤魔化していないことを互いに確認しなければならなかったか を持参してお互いに量らなければ重量を決定出来なかった。それは秤 もあった。丁銀・小玉銀が裸銀で使用されなかったのは当初、瓢箪秤 まとった。但し、五百目包により大量取引が可能となって、良い側面

とにより、計数貨幣と同じ効力を発揮するのが目的の一つであった。 裸銀では重量が不明のため、包封して、銀の重量・包封者を書くこ

包金銀の盗難及び紛失について

安政二年三月に次のような記録が残っている。

常是包丁銀

但包紙無之分共

極不手摺新キ壹分銀

同斷 小判

同斷 同斷 **弍朱金** 壹分金

留、早々拙者共之内小林藤太郎方江可申出事。

右金銀兩替二罷越候者有之候ハゞ跡を付、

極密二不響様、

住所突

三月七日

南三廻り③

ここには金額が明示されていないが、 新しい小判・一分金・一分

銀 銀・弍朱金と常是包丁銀を紛失した。 (両替にきたら、内密に跡をつけ住所を調べて連絡せよとある。 もし、 紛失した貨幣を持参し金

七月廿九日以降

壹分銀五百三拾五兩也

但シ田舎兩替屋包取交

右者兩替屋二罷越候者可有之候間、 名住所突留早々大關正三郎方

、可申聞候事。

但シ、前書大金奪取候者、 有之候間同人ニ候ハゞ手當、 室町京屋彌兵衞召仕増吉と申者ニ 是又早々可申候事。

これによると、多くの両替屋が金銀を包んでいたことがわかる。 ここでの問題は、町包、 仲間包以外に田舎兩替屋包も含まれている。

當二月廿九日以来

白銀五枚宛 二包

但封印伊勢屋武兵衞と有之、

ば、不響様跡を付、 不成一通紛失物二付、 名住所突留、 右之通兩替ニ持參致候もの有之候 拙者共内大澤籐九郎方へ可申出

候事。

兩替致可申事

三月十三日

南 廻 役⑤

右の紛失銀の封印は伊勢屋武兵衛とある。

當月十五日以来

白銀 貮拾貮枚

> 届ケ、 早々田中源十郎方へ可申出事

右者本所浜邊二而致紛失候間、

兩替ニ罷越者有之候ハヾ

住所見

金千百兩餘 但シ壹分銀・壹朱銀取交り

壱分銀

卅五兩包

圖面通、 右は昨廿六日夜江戸橋邊ニテ紛失致候間、兩替罷越候者之内ニテ、 々拙者共之内山本作助方江可被申越候事。 包之金銀持参候者有之候ハヾ跡ヲ付、 宿處見届ケ置、早 (安政五年)

随分多くの金額を紛失した。

此節似せ丁銀兩替ニ罷越し候者有之候間、

銀座包·

兩替屋包兩替

ハヾ兩替致遣し、其者不心付候様跡ヲ付、 宿所等突留、拙者共之内岡田源兵衞方へ早々可申出、 二罷越し候者有之候ハヾ、得と相改、似せ丁銀持參之有者御座候 人相等見届置、 精々念入可 不響様

(安政六未) 四月廿一日夜

被申達候、

此段相達候、以上。

北

定

廻

念入りに改めること、似せ丁銀持参者に対しては両替をなして、気付 似せ丁銀の両替並びに銀座包・両替屋包を両替に来た者は包み銀を

ていかなければ自損を蒙ることにつながる。 田源兵衛へ連絡せよとある。紛失銀・似せ丁銀の包銀が日常的に大き かれないように跡をつけて人相を見届け、 な問題を孕んでいることがわかる。この点両替屋は両替仲間が警戒し その上宿所を突き止め、 岡

『校註兩替年代記原編』に見られる包み金銀の歴史

すでに、元禄時代には需要がおおくあったことを示している。 思ふのみ。――とあって子供たちの仕事の一つとして金銀包みがある。 |商売往来」のなかには 金銀包習ふ子童等が萬一の心得にもと

「金銀包習ふ子童」トハ元服已下ノ者ナリ子供ノ時ヨリ包方ヲ練

習セシムルハ兩替屋ノ慣習ナリ

幼少の自分より金銀包みを練習している姿がよくわかる。 ヲ入改、互ニ取遣可仕事。 兩替中包金銀之儀、判鑑取置引合、其上定之通、包ヲ横ニ切、 念

らである。 包を横に切って貨幣を改めた。包を横に切るのは印形・墨書がないか 判鑑帳を手元に置き、包金銀に押印してある印形と比較する。次に

兩ニ可限、小包寄セ合壹包ニ致間鋪候と云ふ。] 二候ハヾ、早速包直シ可申と云。又小判小包三十兩・五十兩・ 判二大切又包直と書付候儀無用と云。又金銀包損候歟封印不分明 [此前寛文九年には悉開封スル趣ニ見えタリ。又元禄中定、包小 百

さな銀包をいくつかに寄せて一包みにすることは出来ない。 は包直す。また、小判の包封は三十両・五十両・百両に限るとし、 寛文年間には包金銀を開封することはあった。封印が不分明の場合 包銀目相不同無之様懸山し可申事。

少シ切可申候と云。又寶永四年之定、 [元禄十三年之定、 向後銀包随分入念可申、※目足不抜候様包ヲ 掛廻し銀印形も不譯様成反

古ニテ包間舗、上紙白紙ニテ可包と云。]

反古紙は駄目で(下紙は反古紙を使用していた)、上紙は白紙にて包む 包金銀の目不足がないように入念に量る。包金銀を包封する場合、

包金印判并銀極印、彌念ヲ入打出し可申事。

定めになっている。

常是包五百目二而四分宛出目、 駿河包并拾枚包有目通可取引

事(15

當時は常是駿河ニも有ナラン。」 [寶永四年後藤包封印無相違候ハヾ無構新古可通用候と云ふ。

且.

寶永五子

五月、仲間藏田包間違。

二 付**、** 小判三兩不足二付、 藏立會、於藏田開封之處、其内二大銭三文、 切候上ハ乍御不肖、百兩之都合ニ被成候へと差圖ニ付、伊豆 事江相届候、仍行事ゟ早速藏田手代を呼、 時小判二振印無之、請取先不相分候段被相断候二付、 付、同人方ニて上目當り、上封切候處、下包輕敷相見え候は、 郎江請取候處、其後上封損候故、 仲間藏田七郎右衞門之小判百兩包、三谷三九郎ゟ以豆藏甚三 仍藏田申候は、右之軆合点點不參候間、包かへ難成と被申候 伊豆藏る元請取先三三江持參し候所、 則藏田ゟ辯すト云ふ。 為包替、包元藏田江持參二 上目當り、 鐚三文取交有之 同人申候は、當 其断行

が開封した所、大銭三文鐚三文が出てきた。おまけに小判三両が不足 量をはかり、 請取先もわからないので行事に届けた。行事は藏田の手代を呼び、 み替えは無理だと云い、三谷三九郎へ持参した所、 上封を切り取った。下包みが軽く見えたので、藏田は納得できず、 していた。結局藏田が弁償することになった。 1. 替屋 包替えの為に、 仲間 上封を切るのは不肖といい、 の藏田七郎右衞門の小判百兩包に上封が損なわれてい 包元である藏田へ持参した。 伊豆蔵立ち会いの元、 藏田では目方を計り 同人は振印もなく 藏田 重 包

アリ] でいるの種類ニヨリテハー々包紙ニ上目何匁ノ印判ヲ捺スルモノ包金の種類ニヨリテハー々包紙ニ上目何匁ノ印判ヲ捺スルモノ厘ナルヲ以テソノ小判百兩包ハ上目四百七十五匁ナリ、後世、[[上目] トハ包金ノ目方ノ総高ナリ、元禄小判目方四匁七分五

_[振印] ハ兩替屋ヨリ振リ出シタル目印ノ極印ナリ、] _L===」 ノ = 名= 丿良」

亨保七年

仲間用

候。 十月、三谷平介方へ、當廿五日三田組荒木伊右衞門る新銀 引替旨申二付、三平ゟ又荒木へ其旨引合、 寶銀二而有之候ニ付引替呉候様、三平ゟ三井江申入候處! 六貫目請取候處、 仍十、 兎角包之元江と申、 十一月之行事三勘 封印は相違無之候得共、 内五貫五百目三井包之内、 埒明不申故、 藏七・海半・中清立會 切解候上二而 三平ゟ行事江届出 其先々迄申入候 五百目包四ツ 候間、 難 當

申方尤二候旨申渡、三平損毛と云。 荒木歸候跡ニ而包解候ハ三平不念ニ候、三井ニ而引替不被時新銀仲間包之定無之、其上未包ニては通用不致筈ニ候所、

を切解いたが結局三谷平介が損をした。三谷平介は荒木伊右衛門より新銀六貫目を受け取ったが、内五貫五三谷平介は荒木伊右衛門より新銀六貫目を受け取ったが、内五貫五三谷平介は荒木伊右衛門より新銀六貫目を受け取ったが、内五貫五三谷平介は荒木伊右衛門より新銀六貫目を受け取ったが、内五貫五

松の冥土の飛脚] セリ、スベテ包金銀の封切りノ妄リニナスベカラザルコトハ、近セリ、スベテ包金銀の封切りノ妄リニナスベカラザルコトハ、近トイフ、其取扱ニハ厳格ナル規約ノ存シタルガタメニ安全ニ通用[両替屋仲間中ニ於テ金銀ヲ包封ノマゝ通用スルモノヲ[仲間包]

号保十年

候儀と危踏無之、人心定り可申候ト云ふ。 対も、諸物代二障も仕間敷、却て分銀さへ出し候得ば、上金二替大金は封印之儘取遣仕候、右直賃之儀、両二壹匁程之分銀懸り候且古來は、小判百両包、五十両包・三十両包・貮十両包二包譯、

包名前の確認作業と包を切り、目不足があれば包紙を添えて持参すれは両替屋包金銀に「悪金銀」「目不足」があり、この件を尋ねられた。予保十五年に「仲間用御尋」として、奈良屋より沙汰がある。理由

を返す。そのときにも住所・名前を書くことを云う。している場合は、もし、右の事情なら私どもで取り替え、先方に現物し、先方に損失を与えない。また、両替屋中には何屋包と家名のみ記ば掛け直し、悪金銀が入っていると包紙・極印を引合、取り替えをな

を包封する確率は高い。りを包封していることはなかった。むしろ、中身が見えないから悪貨のを包封していることはなかった。むしろ、中身が見えないから悪貨での件は天保十三年にもでている。包金銀の中身は完全な貨幣ばか

亨保二十年 仲間用

包銀は包み紙があり、この包み紙の損傷が著しいことを語る。

元文四年未十一月

覺

一 小判貮千兩

銀壹貫目

但後藤包上納

但常是包上納

金貮千兩分為切賃

但金壹兩ニ五分替

小判二千両に対して切賃の銀一貫目を常是包にして上納した。

寶曆五亥 仲間用

く見えたので、三喜より竹原へ見せた。竹原は「手跡」「封印」共にけ、豐田庄兵衞に渡り、更に三喜に渡った所、銀五百目包が紛らわし神田組竹原文右衞門で包んだ銀五百目包を坂田屋與兵衞が買い受

違うという判断であった。

仕方がないので仲間中で弁償することになった。 奈良屋より引き替えるように聞いたが、包み紙はわからないと云う。 後藤の包金銀をはさみにより切ったが「悪金」が出てきた。その為、 を様被申聞、包紙ハ不知候得共、仲間中ニ而辨ルト云。 一 三月、後藤ニ而包立候節、はさみ切候悪金、ならやより可引

寶曆八寅 町年寄並心得業用

通二て、尤小玉分銀も高下仕候儀御座候と云々。小玉は分銀相懸り、丁銀ゟ高直二當り申候儀、前々より右之差出す書面之意、書上は丁銀二御座候、端包は小玉二御座候、二月、樽屋江端銀包賣上之代、書上相庭と相違之旨尋二付、

たが実際の包銀は丁銀より高く樽屋は高く購入したことになる。しか実際の包銀は小玉銀が包封されていて、書上げ相場は安い丁銀であっ為に、尋ねる事になった。樽屋は安い丁銀相場で売ったことになる。この意味は樽屋へ販売した端銀が小玉銀より安い丁銀の相場だった

ると云う。 以前より慣例であったらしい、そして小玉銀も相場により高下す

「端包ハ匁以下ニテ何匁何分何厘何毛ノ量目アル小玉銀ヲ包メル

端包が匁以下だとする考え方は十匁以下がその対象となる。

明 和四年 引替五匁銀用

貳厘、日雇貳匁貳分、雑用貳匁八分と云々。 ② 目百兩分也、此入用凡箱代三匁五分上下、紙代三匁、のり代貮分 (前略)但五匁銀は、壹包三百目五兩分也、一箱貮拾包入則六貫

費用の内、 入則六貫目百兩分となる。これに要する費用は十一匁七分二厘。 新しく出来た明和の五匁銀は一包み三百目五兩分、一箱では貮拾包 箱の制作費、銀の包費用が日雇い雑用の意味である。 この

安永二巳 町年寄用 改料初

其翌年安永四年七千兩程取立之節、 當日改二ては混雑二付、 納入

ゟ前日に仲間へ包立來り、 當日包ニ而相納む、

同正月廿一日、喜多村二て別段三千兩取立之節よ、納入より包料

安永五年正月十日、例之、利金七千兩餘取立候節ゟ、小判貮朱判

之無差別納入る百兩二五匁宛包料請取、 前日包置、 當日包二而相

納ル、尤此儀昨年申立、

いて五匁の包料を受け取っている。 当日包みが混乱をきたすので前日に包むようにしている。百両につ

天明四辰閏正月四日

候所、見悪相見え申候。尤悪銀と相極候儀端常是方二而相極候儀 今日私共被召出、 丁銀貮枚為御見被遊、 善悪申上候被仰渡、

本兩替屋行事

二御座候。

右御尋二付奉申上候。已上。

勘四郎

庄左衞門

御奉行所様

結果を明白にせず、 奉行所より本両替屋行事に対して丁銀の鑑定を依頼してきた。鑑定 一見悪く見えるが悪銀との判断は常是方で決定し

てほしい、と回答している。

八月中取立 天明七年 町年寄用

三萬九千六百三拾三兩三匁九分九厘八毛 御金藏納

但今度は格別之儀故、 改包料銘々ゟ百兩に三匁宛請取己來之例こ

不成外二人足賃百六拾六人分、五兩と九匁四分貮厘四毛奈良屋よ

り渡と云。

包料は一貫百八十八匁に及ぶ。

天明七年 御番所用

十二月、北御番所る包譯被仰付、枚包ハ例之通壹包三分五厘 貳朱判改之分百兩ニ五匁宛改料被下之と云々。 ③

北御番所より包む訳を聞かれた。

包トイへバ八十六匁ノ目方アリ貮朱判ノ包ハ貮拾五兩包ヲ普通ト 「枚包ハ丁銀小玉銀ヲ合セテ一枚四十三匁ヅツヲ一包トス、二枚

け取ることが出来る。 枚包は一包み三分五厘をもらえる。貮朱判改は百両につき五匁を受

寛政五年 業用心得

十月、常是ゟ仲間江達シ左ニ、

上納銀五百目包極料並包紙代共 壹包こ付 九分宛

同五百目下端包 前同斷

> 壹包ニ付 六分宛

同獻上銀壹枚二付極料

此紙代

壹包ニ付

三分宛

壹包ニ付 壹匁宛

但枚包は壹枚が拾枚迄紙代は三分、極料ハ壹枚ニ而壹匁、 拾枚二而

拾匁餘、此割合之由也。

右之通、 通達有之、右は包紙厚薄不同、 上目不等、 故二取極候儀

愚云、御三家等が之御包は今以此方が紙持參包料不出、尤被下物有之

と云々。

右ニ付、清水様江其段申上、是迄懸譯料仲間へ壹包三分五厘被下候所、

已來貳分五厘宛被下候札願置と云々。

セシム、其包ノ極料ハ家職ノ収入トナルナリ寛政六年四月、三井組ノ ツ事ノ外、銀ヲ包封シテ之ヲ常是包ト稱シ公納銀其他ニ包ノマ、通用 「常是ハ銀座と併立シタルモノニシテ其役目ハ銀ノ吹方及ビ極印ヲ打

> 宛同端銀壹包二付銀四分宛常是役所二包極料トシテ納ムルコトトナル 御為替ノ御為替上納銀ハ下文ノ規定に准ジテ上納銀壹貫目ニ付銀八分

「三井両替店雜控」

三分もかかり、下端包みと同じ金額は苦しいが常是よりの通達であれ じく下端包は一包み六分でおこなう。献上銀に使用する紙代は一包み 上納銀五百目の包極料と包紙代合わせて一包み九分でおこなう。同

ば仕方がない。 極料は一枚で銀一匁、十枚で銀十匁余の割合、枚包は紙代一枚より

拾枚迄、銀三分。包紙の厚さ薄さは決まっていない。

被下物がある。また、懸譯料仲間へ一包み三分五厘の所、二分五厘に 御三家の御包みはこちらから紙を持参して包料も出さない。しかし、

なった。

寛政十一未 業用御調向

正月、常是壹枚包之贋封中ニ、なまり丁銀之者入有之、右北廻 りゟ為御見右様之包持參し候ハゞ、密ニ 一跡を付可申様被申渡

常是一枚包みの中に贋物のなまり丁銀が入っていた。もし、このよ 右包尤書體印形共忰ら鋪見ゆると云々。

もっとも、贋物のなまり丁銀が入っていた包紙の書体・印形共に貧弱 うな包封を持参した者がいれば、密かに跡をつけるように云われた。

に見えたと云う。

享和二戌 業用相庭

享和二年通包之向江廻状ニハ、古來ゟ包金銀御差出之御方、 毎

候。若違背之御方は包金銀共不通用可仕事と云々。勘定可被成候。前々取極之候へ共、近年御心得違之御方も有之年正月・七月廿五日限、兩替町向々江歩銀并二缺銀等御尋、御

「「通包」トハ金銀包ノマ、仲間中ニ通用スルモノヲイフ」

一自古來、取引致來候包金銀之外、猥取遣致間敷事。ことは知っていても、それに従わない者は「通包」を通用させない。毎年正月と七月二十五日に歩銀・缺銀等をチェックする、取極がある

、。 ここでは往古より取引してきた人達の包金銀以外は取り扱いをしな

易事ニ候へば、能ゝ入念可致相談事。候ハゞ、古例之通一札取之可申候。尤封印之儘取遣之儀は不容にが、古例之通一札取之可申候。尤封印之儘取遣之儀は不容一新規包金銀被差出仁有之候ハゞ、一統相談之上、取遣可致相極

間中江一札差出シ可被申候と云。」「享和二年ニは古來ゟ通用致來候包之外新ニ包差出候仁は、仲

。封印と包金銀がここでは区別されている。封印の場合はそのまま新たに包金銀を出したい者は一統、相談の上一札を差し出す事にな

通用するから、じっくり相談の必要がある。

取渡ト云。御屋敷方並ニ下リ金銀共、已來掛改致シ可取引と云ゟ差出ス廻状ニは、取引致來候銀包封印損有之分其時々掛改可「享和二年ニは此ケ條二ケ分ケ有之、又同年通包之面々江三組

々₀④ ∟

銀も同様であるが、封印に損傷があればその時々に掛け改めをする。下り金銀を掛け改めをする場合、封印のままで取り扱う。仲間包金

御屋敷並びに下り金銀共に掛け改めをして取引に及ぶ。

享和二年 瑕金

敷懸候迷惑故、仲間へ相對ニ而直賃御拂と云々。後藤包之内、瑕金九拾六兩出候由、清水様ゟ御沙汰、今度は日

瑕金二苦みし事、思ひ考べし。 愚云、當時瑕金多事如比。文政元年瑕金御引上迄、諸國共

取金が多く、仲間に対して直賃で払うと云う。全国的に瑕金で苦しん後藤包みに瑕金九拾六両もあり、清水様よりの沙汰があった。当時

享和二年 業用心得

でいる。

- 一 七月、常是へ焼ひゞ等、替銀之次第問合候所、答4
- 一 丁銀小ひゞこても、當合せ、音悪きハ上納ニ不相成候。
- 小玉ひゞ割、大體上納ニ相成候。

文の字ハ勿論、

外極印有之候共、

地金あれ有之分、

上納ニ不

ば上納ニ相成候。 一 同、文之字無之分上納ニ不相成候。尤文之字少成共有之候へ

右之通答ニ付、仲間其心得を以、素人にも可取引と云々(④)

り、通用できなかった。極印がない場合、地金が荒れている場合、は上納できなかった。つま焼き・ひび割れは通用としている。しかし、音が悪かったり、文の字・常是の見解は文の字・極印が少しあったり、焼きの薄さ・多少の大

文化七年 同

それは売りにきた者の面体も覚えていない事に起因してお咎めがあっ物とわかった。訴え出たが、以前よりのお達し通りをまもらなかった。気が付かずに買い取った。後になり気が付き、包封を切りほどいて偽先日密かにお触れがあり、怪しい常是の枚包を伊勢屋長兵衞方ニ而

たと云う

四 川柳子は見ていた

川柳にも包銀が詠まれている。

日常に密着している姿が川柳からわ

かる。

『川柳江戸貨幣文化』には包金銀に関係した句が二三ある。

鯛二枚銀百枚と向ィ合ひ(※)

い合わせに、床の間に並べられた情景であろう。物として来た百枚にも余る丁銀(勿論紙に包んだ)と二枚の大鯛が向この注釈は何処かの大家に何か目出度いことがあって、各所から進

に思える。そして、進物として贈答されたと考えるのが妥当である。活鯛でもこれ程ではない。この意味は鯛の豪華さを強調しているよう銀一枚は銀四十三匁、銀百枚は銀四貫三百目になる。いかに高価な

―榎の植えてある場所は、所謂一里塚であり、本道筋である。

繁昌

さ 榎

の場

所

Ø)

銀

包

三 五 ④

は誰か忘れ残して行ったもの。

て旅行しているのは釣銭で受け取ったか。商売と場所が特定出来ないあってもよい。釣銭としての銀包を置き忘れたか、本街道で銀包をもっ榎は街道だけに植えられている訳ではない。茶屋・茶店等のそばに

からこれ以上の詮索は無理。

—「脈を引く」は脈をとると同意とすれば、手の脈をとる様に患家銀 包 医 者 も や つ ぱ り 脈 を 引 き (五九)

の金の脈をも矢張りとると解される。

この点、遠藤万川は――銀包は丁銀を包んだ銀何枚包又、

小玉銀二

もとれるが、右の川柳には医者を聖人化していた節がある。「やっぱもとれるが、右の川柳には医者を聖人化していた節がある。「やっぱ当時、医者の薬礼は銀極であったが、この銀包は薬札とも心付けと

る。

朱銀包もあるから。

と包銀の中身にその興味を移している。

百 兩 を ほ ど け ば 人 を し さ ら せ る (一2)り」は俺等と同じ人間であることを確認している。

「川柳かねの蔓」(彗星―江戸生活研究、昭和三年、第十二号) - 百 兩 を ほ ど け ば 人 を し さ ら せ る (一2)遠藤萬川

てはあっているが、 紗に包まれていたと推察する。 は濱田義一 の光に圧倒され、 事を知っていた万川がどうしてこの句を金銀包に入れたのか不思議で 遠藤万川は-小判を百両包んだものをほどくと、 濱田義一郎 郎の解釈がよい、 ――これは百兩包だぞ勿體なくも――この句の意味とし 無意識に身を後ろへ遠ざける。 『誹風柳多留初篇』、社会思想社、 間違いがある。 百両は包金の状態ではなく、 百両包の封印を破れば重罪になる 居合わせた人は燦然たる黄金 -この川柳の判断 一九八五年では 風呂敷・ 袱

持參金切れの有るのを包み込み

見場の悪い金も出す、といったなかなか強かな人間のようである。いる様子で、軽目金を(切れの)包もうとしている。娘も送り出すし、両句とも万川の「川柳かねの蔓」にでてくる。持参金を家で包んで持参金封を切られて安堵する――とにかく縁が切れねばよい。

千 兩 の 包 も 女 郎 か ら 崩 れ―蟻の穴賢。――実際に千両り家で贈答用あるいは婚礼用の包みを準備している姿である。

親の思い入れを感じる。

-持参金の封を切る―

-とあるは**、**

やは

なくなるから、千両の包みもすぐに解くことになることを暗示していの包が存在する訳ではない。女色に溺れるとお金はあったと言う間に

包封すると金二両の包金ができる。 ワンとくらせて平らにすること。 各でこぼこでは包みにくいから木枕のような臺の上に並べて一所にク 分銀か二分金で、一分銀四枚包封すると金一両になり、二分金四枚 兩 替 屋 四 粒 な 6 て 兩替屋の所作の一つ。 < 6 は せ $\mathcal{S}_{\widehat{56}}$ -豆板四つは 四粒の小粒

味合いも兼ね備えていた。 取扱ひぶり。 蟲のやうな形の小玉銀で何匁何分の小き包銀でも、 だに ほどな -端銀とも云われ、 銀 J ンフ 85 多くは釣銭ないし計数貨幣的な意 ば Ŋ h が 銀となれば格別の ょ $\mathsf{L}_{\widehat{\mathfrak{H}}}$ ただに

外で使用されることは頭に入れて置かなければならない。 銀で使用される事はないと云われているのは商売の時だけか。 雄校訂 註 だ ここではお賽銭用か、小さな小玉銀を持ち寺にまいる。 『誹風柳多留二』、岩波書店、 に 程 な 銀でし う と 85 一九八三 寺 ま Ņ ŋ 似た川柳があった。 八 1 2 58 山沢英

は横に、 すさの問題と見る。 南 んは 小粒 横 (一分金) 小 粒 は堅にならべて包むもの。 は 堅 に 並. h で る 59 一これは包みや 南鐐 (二朱銀

形のような小粒を包む時には糊付とするからそれをへがした金には必 薬 種 は う 5 打 5 0) あ る 金 を لح $\mathcal{O}_{\widehat{60}}$ 細 $\overline{\sigma}$

うら打があるものが當り前。 扱ふものはお医者さんにきまって居る。そこで薬種屋への払ひ金にはずうら打ちの紙が余って居るものである。そんな金を比較的沢山に取

五 文学に見えた包金銀

はっきりしている。

はっきりしている。

に記者は次の通りに説明する。「これはなんと丈夫な着物だろう。これできい、元禄時代とはいえ、包金銀が普及していたことも右の文章でと言い、元禄時代とはいえ、包金銀が普及していたことも右の文章でと言い、元禄時代とはいえ、包金銀が普及していたことも右の文章でと言い、元禄時代とはいえ、包金銀が普及していたことも右の文章でと言い、元禄時代とはいえ、包金銀が普及していたことも右の文章でと言い、元禄時代とはいえ、包金銀が普及していたことも右の文章でと言い、元禄時代とはいえ、包金銀が普及していたことも右の文章でと言い、元禄時代とはいえ、包金銀が普及していたことも右の文章ではあった。これはなんと丈夫な着物だろう。これできりしている。

かである。十九匁八分の銀包を支払ったか、いくつかの小玉銀を呉服屋で量ったた。請求金額は十八匁二分に対し、釣りが一匁六分の包銀一ケ、元は兵服の買い物の場合は大阪・江戸どちらでも支払いは銀極であっ

このことは覚えておいて後で問題にしよう。とうして、「質の悪い銀の包みを出し、」てと表現されているのか、どうして、「質の悪い銀の包みを出し、」てと表現されているのか。とうして、「質の悪い銀の包みを出し、」てと表現されているのか。どうして、「質の悪い銀の包みを出し、」てと表現されているのか。とうして、「質の悪い銀の包みを出し、」てと表現されているのか。

暉峻康隆校注・訳者「世間胸算用」、小学館、昭和四七年)井原西鶴『世間胸算用』巻一、鼠の文つかい(谷脇理史・神保五彌

本永代蔵」、小学館、昭和四七年)。

金額は明示されていないが、銀包を年玉銀として贈っている。去年の元日に堺の妹が礼に参つて、年玉銀一包くれしを、

る。(窓)近年は百目に三十目わたすにも、是非悪銀二粒はまぜてわたしけ近年は百目に三十目わたすにも、是非悪銀二粒はまぜてわたしけ神保五彌・暉峻康隆校注・訳者「世間胸算用」、小学館、昭和四七年)

井原西鶴『世間胸算用』巻三、年の内の餅ばなは詠め(谷脇理

十年前から四割りの支払いになり、最近は三割になった。この支払い、往時は売り掛けに対し八割は支払う、二十年以前は五割の支払い、

三、小判は寝姿の夢(谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳者「世間のなかに悪い豆板銀二粒を混ぜている。 井原西鶴『世間胸算用』巻

胸算用」小学館、

昭和四七年

知数三十七と書付のある内、八匁五分厘と取りて、 「後といふも同じ事、これは世界がこの通りの御定め」と、八十五

- 1. 、十五匁数三十七と書付のある銀包みの中から、八匁五分をきっかり受十五匁数三十七と書付のある銀包みの中から、八匁五分をきっかり受「後にというのも同じ事、これは世間がこのとおりの約束」と、八

右は小学館の訳者の解釈である。

双あるという意味である。—— 数量を改めて上書しておく。ここは豆板銀ばかり三十七箇、計八十五三十七の解釈は——銀包の上書。銀貨は秤量貨幣であるから、包銀の「世間胸算用」岩波書店、昭和四十二年)の頭注を見ると、八十五匁数「世間胸算用」岩波書店、昭和四十二年)の頭注を見ると、八十五匁数

りに印鑑だけの場合もある。 りに印鑑だけの場合もある。包金銀によっては所の記載なく、名前の代わ所・名前ぐらいである。包金銀によっては所の記載なく、名前の代わだけど、包銀の上書については確かに上書はするが、金額と包封者の辰はさすがに包銀を一般者が開封してはいけないことを知っていた。 長はさすがに包銀を一般者が開封してはいけないことを知っていた。 長はさすがに包銀を一般者が開封してはいけないことを知っていた。 長はさすがに包銀を一般者が開封してはいけないことを知っていた。

資料)。不思議な事はこれだけではない。八十五匁の銀包中に豆板ば上書きに豆板銀の個数を記入した包銀を見たことがない(現存する

るとよい。

「一象六分数一つが内容個数というならば、現存する包銀を調べてみ近、ここの数一つが内容個数というならば、現存する包銀を調べてみがになるように包銀を選択することになる。先の日本永代蔵に出てき計額を指し示している。だからこそ、上書きされた金額を見て八匁五計額を指し示している。だからこそ、上書きされた金額を見て八匁五十個の名ように包銀を選択することになる。先の日本永代蔵に出てきい。ここの数一つが内容個数というならば、現存する包銀を調べてみた「一匁六分数一つ」は一匁六分の銀包が一つであることを示す。もれている。

近松門左衛門「堀川波鼓」(重友毅校注『近松浄瑠璃集上』岩波書店、

旦那様へ銀十枚内儀様へ壹歩五つ。昭和四十三年)。

多いため、錯覚を起こしている。銀の異称を知っていれば問題ないこ枚は銀四十三匁、銀四十三匁となると包封する場合丁銀を入れる事がと数える。――校注者は銀十枚を知らず、銀一両は銀四匁三分、銀一銀十枚の頭注によると――丁銀海鼠形の長楕円形の銀貨で一枚二枚

近松門左衛門「重井筒」(重友毅校注『近松浄瑠璃集上』岩波書店、昭

和四十三年

とである。

受(%) 地色丁銀四百目包の通り吟味なされと受取渡しもう暮れまするお

た。――とあるが銀四百目包は通常包封しない。銀五百目包みが一般頭注には――海鼠形の銀貨。一枚四十三匁内外、包みのまま通用し

ここは作成者の間違い。同「山崎與次兵衞壽の門松」 色こそいはね山吹の十兩ばかり一包。 同

寛文三年の定めに「両替年代記原編」より、

事がわかる。 拾枚包有目通可取引事。 上記の記載から十両包みが通用していた

集上』岩波書店、昭和四十二年)。

近松門左衛門「傾城壬生大念佛」

(浦山政雄・松崎仁校注『歌舞伎脚本

銀二包と金包を取引り、

銀包み金包みは字義どおり、 ただ金包みは小判・歩金以外に歩銀を

包封しても金包と呼ばれる。

て貰ひませる。」 扨此銀は幸ひ二階のお客に、 兩替屋がござります。念のため改め

る状況である。 する。(一般に多額の金額の受渡しは、金包みの封印の上書きを信用 る筈であるが、ここは遊里近くに両替屋があり、手代が出入りしてい ようとしたのである。) ― は悪貨に対して用心深くする必要があったから、与茂八はこれを改め して封を切らずに行われ、民弥も封のまま渡している。しかし遊里で 校注者の「改めて」の考えは頭注によると、――「改める」は検査 -開封すれば大罪であることは承知してい

鶴屋南北「お染久松色讀販」(浦山政雄・松崎仁校注『歌舞伎脚本集

<u>-</u>

太郎七、 金箪笥より包金を持行き、 下』岩波書店、昭和四十二年)。

包金銀のようにまとまった金は金箪笥に収納していた。

河竹黙阿弥「小袖曽薊色縫」 (浦山政雄·松崎仁校注『歌舞伎脚本集

下』岩波書店、昭和四十二年)。

清吉ふっと百両包銀みの封印を見て、合点の行かぬ思入。

清吉「ヤ、此包みの封印は。」

白蓮「エ。」ト白蓮ぎっくりの思入。

さよ「亭主に繋がる兄とも知らず、囲れたのを種にして、置てく 清吉「こりゃア極楽寺の印形だが、此金はどこから出やしたね。」

れろと厭がらせ、強請り取ったる金包。」

清吉「其百両の封印から、極楽寺で盗んだる、三千両のもくが割

最初の封印の意味を頭注から引用する。 -多額の金額は、

紙に包

み封印をして金額を上書きし、そのまま受渡しする。

極楽寺の印形を押すことと、極楽寺で包封された印象をもつ。

六 包銀と釣銭

包銀の発生はいくつかの要因が考えられる。

や切銀をいちいち量らなければならない手間がかかった。

往古は切り銀を使用していたこともあり、重量の異なる小玉銀

包封し上書きをなすことで不便さを克服した。

計数貨幣が生活に便利であることが浸透すると共に、小玉銀を

釣銭を促進した。(金極・銀極・銭極─金極銀極で購入した商品の

三

る。

残額があれば銭で支払った。)註 銀極の商品を購入して、支払釣銭はどのような形でなされたか。金極銀極であっても銀で支払い、

いは勿論、

包銀を渡す。

だけでなく、少量の包銀と銭の組み合わせで釣銭が決定されることた。商品の値より少し高いぐらいが良い。しかし、あまり高いと銭さない。銭が高値の場合は銭が沢山手元にあるように包銀を選択しやむを得ず釣銭が発生する。庶民は強かであるから、この点を見逃端数の銀包、例えば九匁三分五厘「厘とか毛」が付いていれば、端数の銀包、例えば九匁三分五厘「厘とか毛」が付いていれば、

すればよい。 ある。自己の店に必要な包銀だけを集め、不必要な包銀を処分ある。自己の店に必要な包銀だけを集め、不必要な包銀を処分元にある小玉銀・丁銀を包封すれば、自己の店の釣銭に便利で1 商売により様々な釣銭を用意しなければならない。そこで、手

していった事は簡単に頷ける。だが三・四は釣銭の媒介を果たしていしていった事は簡単に頷ける。だが三・四は釣銭の媒介を果たしていー・二は生活の知恵ともいうべきある必然があって、包銀へと進化

なかった。多くの種類の銀包を用意していれば問題はなかったと云え銀と銭を組み合わせて支払っていたから大きな問題に発展することは銭相場をもって対応すればよい。文学上でも釣銭の話題が少ないのは、用とすると銭の使用は緩和される。物価が一定していれば、その時の釣銭が銭だけの場合は大量の銭を必要とするが、包銀をも釣銭の代

それは釣銭に支障がでてくる。小玉銀が不足すると、釣銭は銭で賄わしかし、小玉銀等が不足している場合は大きな混乱を引き起こす。

なければならない。

しまう。天保年間のこととして、喜田川守貞は次の様に云う。そのため、銭不足になり、更に釣銭に困ってしまい悪循環に陥って

書て毎戸出之し士民ともに患之とす。
書で毎戸出之し士民ともに患之とする。ことをといる。とにはされば遂に錢を出し釣銭を取んと云に不能出之故に蕎買い釣せんを取とするに不出之茲に於て諸物も賣買し難し食店な買うこと能はざれば遂に錢盡で枯らず商家に二朱一分を以て物を買うこと能はざれば遂に錢盡で枯らず商家に二朱一分を以て物を買うこと能はざれば遂に錢盡で枯らず商家に二朱一分を以て物を買うことがすれども両替も錢を賣るのみ両替にて金一分二朱の錢を買んと欲すれども両替も錢を賣るのみ

ではないか。『大阪商業史料集成 第三輯』には、 この話は天保十三年八月「銭相場下落取締令」を裏付けしているの

相背候族於有之者、右錢取上、嚴重之咎可申付候。
・ 且仙臺角錢、石巻錢其外他國より錢廻候儀、一切可為無用候、若趣相聞候間、依來金壹兩に付錢六貫五百文替之積を以可致賣買候、極相以、相場不同にて、所々に依り取引釣錢等區々に相成候連年錢相場下直にて諸色直段えも相響、下々致難儀、其上問屋組

いる。
ここにおいても取引上、物を購入した場合の釣銭等が問題になって

現実の問題はどのように処理されていたのか。

例えば

ば銀包と銭数十文を持参すれば釣銭が発生しないことになる。 下することを庶民は知っており、そうすると商品の値がわかっていれ 了してから、午後から行われ翌日の午前までとすると、銭が相場で上 値、端数の一九は切り四十二文を支払えばよい。銭相場は金相場が終 となる。 手元に銀七匁あり、釣銭は銀五分となり、釣銭は銀五分か銭の支払い 購入者は手持ちの包銀を銀六匁五分かそれ以上の金額を出せばよい。 太物屋において布一反銀六匁五分の場合、この反物を買うとする。 銭一貫目録十一匁八分五厘の場合は四十二文一九が銀五分の

とができる。今、 文学上で釣銭の表現が少ないのも右の事情を考えると、うなづくこ 商業史博物館に架蔵されている包銀を挙げる。

銀三両 銀七匁五分 銀六匁四分五り 銀四匁三分 銀二両 六匁三分 三欠 銀四匁一分

匁八分 二匁八分 五匁四分 四欠 匁 六匁 六匁

銀三匁 銀四匁 改三匁

銀十匁

十匁

銀一両 四三 銀五匁三分 三欠 銀十八匁 銀五匁八分(二) 銀三匁 一銀一匁三歩二厘七毛 四匁三分

スタンプコイン川口にある包銀を挙げる。

銀五匁包 銀五匁六分(三)

銀十二匁六分

全部で三十八ケある中で同種類もあるが、 違う種類の包銀もある。

> 書かない両替屋(本来なら住所、名前を書かなければいけない取り決めに 随分色々とある。 を省略した包銀、あるいは数字だけ記入した「四三」(四匁三分の略 「三〇一」(三匁一厘の略) 包銀は判形・包封者・住所等を記入するようになっている。 数字の頭に銀をつけたもの、 の様な包銀、 名前を書かなかったり住所を 銀包だから銀という字 種類は

(1) 大阪商業大学商業史博物館蔵、「封印判鑑帳」嘉永四年三月、 この本は大阪の本両替仲間の判形と名前が記入されている。 錺屋勘兵衛, ているものもある。

なっているが「印形」だけで判断するようになったか)。

印形だけ押印

(3)三井高維編『新稿両替年代記関鍵巻一資料篇』柏書房、昭和四十六年。(2)三井高維編『新稿両替年代記関鍵巻二考証篇』柏書房、昭和四十六年。

4 6 7(3) に同じ

47 8 ~(47)三井高維『新稿両替年代記原篇』柏書房、昭和四十六年 阿達義雄『川柳江戸貨幣文化』東洋館、昭和二十二年。

48 注 (47) に同じ。

49 注 (47) に同じ。

50 遠藤万川「川柳かねの蔓」(彗星、 江戸生活研究、昭和三年、 第十二号)。

濱田義一郎『誹風柳多留初篇』社会思想社、 九八五年。

注 (50) に同じ。

注注注 (50 50 50 50 に同じ。 に同じ。

山沢英雄校訂『誹風柳多留

Ξ

岩波書店、

九八三年。

83 包銀の流通

- (61)井原西鶴『日本永代蔵』(谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳者「日 本永代蔵」、小学館、昭和四十七年)。
- (62)井原西鶴『世間胸算用』巻一、芸鼠の文つかい(谷脇理史・神保五彌・ 暉峻康隆校注·訳者、「世間胸算用」、小学館、昭和四十七年)。
- 〔6〕井原西鶴『世間胸算用』巻三、小判は寝姿の夢(谷脇理史・神保五彌・ (63) 井原西鶴『世間胸算用』巻三、年の内の餅ばなは詠め(谷脇理史・神保 暉峻康隆校注・訳者、「世間胸算用」、小学館、昭和四十七年)。 五彌・暉峻康隆校注・訳者、「世間胸算用」、小学館、昭和四十七年)。
- 〔65〕近松門左衛門『堀川波鼓』(重友毅校注、「近松浄瑠璃集上」、岩波書店、 昭和四十三年)。
- 〔66〕近松門左衛門『重井筒』(重友毅校注、「近松浄瑠璃集上」、岩波書店、 67) 近松門左衛門『山崎與次兵衞壽の門松』(重友毅校注、「近松浄瑠璃集上」、 和四十三年)。
- 岩波書店、昭和四十三年)。
- (8) 三井高維『新稿両替年代記原篇』柏書房、昭和四十六年。
- (6)近松門左衛門『傾城壬生大念佛』(浦山政雄・松崎仁校注「歌舞伎脚本集 上」、岩波書店、昭和四十二年)。
- 、72)河竹黙阿弥「小袖曽薊色縫」(浦山政雄·松崎仁校注「歌舞伎脚本集下」**、** 岩波書店、昭和四十二年)。

(イイ)鶴屋南北『お染久松色讀販』(浦山政雄・松崎仁校注「歌舞伎脚本集下」、

(70) 注 (88) に同じ。

- (7)喜田川守貞『守貞漫稿』(室松岩雄編「類聚近世風俗志」、 岩波書店、昭和四十二年)。 榎本書房、
- (7)黒羽兵次郎編集『大阪商業史料集成第三輯』清文堂出版、 昭和五十九年。